

法第 3 6 条（防火区画等）

耐火構造、準耐火構造の床を支える小ばり

令第 1 1 2 条第 1 項及び令第 1 2 6 条の 2 第 1 項第 1 号の「準耐火構造の床若しくは壁」の適用において、床を支える小ばりは、床の部分ではなくはりとして扱う。